

判定料金

【用途：事務所、物販店舗等】（単位：円）（消費税別途加算）

評価方法		標準入力法	モデル建物法
評価対象床面積			
300 m ² 以内		160,000	80,000
300 m ² を超え	500 m ² 以内	200,000	100,000
500 m ² を超え	1,000 m ² 以内	240,000	120,000
1,000 m ² を超え	2,000 m ² 以内	300,000	150,000
2,000 m ² を超え	5,000 m ² 以内	360,000	180,000
5,000 m ² を超え	10,000 m ² 以内	460,000	230,000
10,000 m ² を超え	50,000 m ² 以内	640,000	320,000
50,000 m ² を超え	100,000 m ² 以内	900,000	450,000
100,000 m ² を超え	150,000 m ² 以内	1,200,000	600,000
150,000 m ² を超え	200,000 m ² 以内	1,700,000	850,000
200,000 m ² を超え	300,000 m ² 以内	2,200,000	1,100,000
300,000 m ² を超えるもの		2,500,000	1,250,000

【用途：ホテル、集会所、病院等】（単位：円）（消費税別途加算）

評価方法		標準入力法	モデル建物法
評価対象床面積			
300 m ² 以内		200,000	100,000
300 m ² を超え	500 m ² 以内	260,000	130,000
500 m ² を超え	1,000 m ² 以内	300,000	150,000
1,000 m ² を超え	2,000 m ² 以内	380,000	190,000
2,000 m ² を超え	5,000 m ² 以内	460,000	230,000
5,000 m ² を超え	10,000 m ² 以内	580,000	290,000
10,000 m ² を超え	50,000 m ² 以内	820,000	410,000
50,000 m ² を超え	100,000 m ² 以内	1,160,000	580,000
100,000 m ² を超え	150,000 m ² 以内	1,560,000	780,000
150,000 m ² を超え	200,000 m ² 以内	2,200,000	1,100,000
200,000 m ² を超え	300,000 m ² 以内	2,860,000	1,430,000
300,000 m ² を超えるもの		3,240,000	1,620,000

【用途：工場等】（単位：円）（消費税別途加算）

評価方法		標準入力法	モデル建物法
評価対象床面積			
300 m ² 以内		64,000	32,000
300 m ² を超え	500 m ² 以内	80,000	40,000
500 m ² を超え	1,000 m ² 以内	96,000	48,000
1,000 m ² を超え	2,000 m ² 以内	120,000	60,000
2,000 m ² を超え	5,000 m ² 以内	144,000	72,000
5,000 m ² を超え	10,000 m ² 以内	184,000	92,000
10,000 m ² を超え	50,000 m ² 以内	256,000	128,000
50,000 m ² を超え	100,000 m ² 以内	360,000	180,000
100,000 m ² を超え	150,000 m ² 以内	480,000	240,000
150,000 m ² を超え	200,000 m ² 以内	680,000	340,000
200,000 m ² を超え	300,000 m ² 以内	880,000	440,000
300,000 m ² を超えるもの		1,000,000	500,000

- ①用途は確認申請書第四面に記載の区分コードに準じます。
- ②事務所等用途とホテル等用途が複合する場合、工場等用途とホテル等用途が複合する場合は、ホテル等用途の料金とします。
- ③工場等用途と事務所等用途が複合する場合は、事務所等用途等の料金とします。
- ④床面積が 300 m²以上の住宅用途との複合建築物は、所管行政庁への届出事務手数料として 10,000 円（税抜き）を加算します。
- ⑤建築物の計画を変更して判定を受ける場合、当該計画の変更に係る直前の判定を当法人から受けている場合、当初の申請で適用された料金の 3 分の 2 の額（1,000 円未満を切捨て）とします。（床面積が増加する場合は、当該増加した部分と当初申請時を足し合わせた床面積を、上記料金表にあてはめた料金の 3 分の 2 の額とします。）
ただし、評価方法を変更する場合は、上記料金表の額とします。
- ⑥軽微な変更で「軽微変更該当証明書」を交付する場合、当該計画の変更に係る直前の判定を当法人から受けている場合、当初の申請で適用された料金の 2 分の 1 の額（1,000 円未満を切捨て）とします。
- ⑦対象となる建築物の計画に係る建築基準法第 6 条及び 6 条の 2 第 1 項の確認（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあっては当該確認。）を行った者が当法人でない場合は、上記料金表の額に 1 割乗じた額（1,000 円未満を切捨て）と致します。
- ⑧同時期に当法人の構造性能評価、建築防災評定等を受けた建築物は、上記料金表から 1 割減じた額（1,000 円未満を切捨て）と致します。